

「介護の里 萌」居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 萌生会が開設する「介護の里 萌」居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下、「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営む事ができるように配慮して行う。

2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。

また、利用者又はその家族に、当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について、書面の交付及び説明を懇切丁寧に行い、十分に理解を得るよう努める。

4. 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務及び地域包括支援センターから第1号介護予防支援事業の委託を受けるにあたっては、当該指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センターごとにその業務量等を勘案し、当該居宅介護支援事業者が行なう指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮する。
5. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 「介護の里 萌」居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 旭川市神居2条18丁目

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は主任ケアマネジャーの資格を要し事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行ない、自らも介護支援専門員の業務に当たる。
- (2) 介護支援専門員 3名（管理者1名含む）
ただし、常勤者1名以上で、利用者数が45名又はその端数を増すごとに1名を標準として増員を行なう。
介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業所等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務職員）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、年末年始、お盆を除く。(休日については事業者「(医) 萌生会就業規則」に準ずる。)
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時までとする。
土曜日は午前9時～午後0時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、及び内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 相談体制
利用者宅等又は、事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析票の種類
使用する課題分析方式については、「MD S-HC方式」等とする。
- (3) 介護サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議
介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定介護サービス等の担当者を招集して行なうサービス担当者会議を事業所内会議室又は利用者の居宅等にて開催する。
- (5) 居宅訪問
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は居宅を訪問し面接を行なう。
- (6) モニタリングの結果記録
当該計画作成後、居宅サービス計画の実施状況等の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- (7) その他
利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(費用等)

第7条 次条の通常の事業の実施地域を超えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費はその実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は訪問1回につき次の額を徴収する。(事業所より訪問先の往復の距離数。)

費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けることとする。
通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり25円を実費として頂きます。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は旭川市とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置

を講じ、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第10条 従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第11条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供したサービスに関し介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合はそれに従い必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱」に努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者及び家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族及び代理人の了承を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
 - (2) 利用者及び家族からの苦情処理の整備。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置。
2. 事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2. 従業者は、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持する。
3. 従業者であったものに、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 萌生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成26年10月 1日より一部改正する。
この規定は、平成29年 4月 1日より一部改正する。
この規定は、平成29年10月30日より一部改正する。
この規定は、平成30年 4月 1日より一部改正する。
この規定は、令和 3年 4月 1日より一部改正する。
この規定は、令和 4年10月 1日より一部改正する。
この規定は、令和 6年 4月 1日より一部改正する。